市からのお知らせ

メナード美術館 画家たちの欧羅巴展　会期変更

文化・スポーツ課（☎76-1166）

3月15日号でご案内した「所蔵企画展 画家たちの欧羅巴（ヨーロッパ）」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、下記の通り会期を変更します。

▶**変更前**　3月20日～5月31日

▶**変更後**　**6月5日㈮～9月6日㈰**

お手持ちの本展チケット等はそのままご使用いただけますので、受付でご提示ください。

また、6月6日㈯～9月6日㈰開催予定の「所蔵企画展　田渕俊夫と日本画の世界 美をつなぐ」は、開催を延期とし、あわせて本展の関連イベントは全て中止とします。

メナード美術館は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、開館・休館を随時決定しています。そのため、展覧会スケジュールに変更が生じています。今後の予定や開館状況等の最新情報については、美術館ホームページ（下QRコード）でご確認ください。

審議会などの会議の公開状況・情報公開実施状況・不服申立て状況

総務課（☎76-1180）

■ 審議会などの会議の公開状況

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

市が主催する審議会などのうち、令和元年度に公開された会議の数、傍聴された方の人数は、右のとおりです。

※公開される会議は、市ホームページおよび情報公開コーナー（本庁舎1階）でお知らせしています

	計
公開した会議数	153
傍聴人数	151

■ 情報公開実施状況

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

令和元年度に市に行政文書または自己情報の開示請求があった件数およびその決定の状況は、次のとおりです。

情報公開条例に基づく開示	実施機関	市長	市議会	教育委員会	公平委員会	農業委員会	水道事業管理者	下水道事業管理者	病院事業管理者	消防長	計
	請求件数	115	3	23	1	1	12	4	3	3	165
決定件数	開示	57	0	2	0	0	8	4	1	2	74
決定件数	一部開示	56	2	21	1	1	4	0	2	1	88
決定件数	不開示	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3

個人情報保護条例に基づく開示	実施機関	市長
	請求件数	25
決定件数	開示	12
決定件数	一部開示	11
決定件数	不開示	2

※情報公開条例に基づく不開示決定3件は、文書不存在によるものです
※個人情報保護条例に基づく不開示決定2件は、文書不存在によるものです

■不服申立て処理状況

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

令和元年度に市に不服申立てがあった件数および裁決などの内容は、次のとおりです。

※審査請求のうち2件は、審査中のため、裁決を行っていません
※裁決のうち3件は、平成30年度に審査請求があったものです

	種類	件数
不服申立て	審査請求・審査申出	4
裁決などの内容	認容・一部認容	1
裁決などの内容	棄却	3
裁決などの内容	却下	1

６月分修理再生品

プラザハウス（☎78-5016）

ご希望の方に有料でお渡しします。当選の際は防犯登録料600円と自転車代金4,400円が必要となります。

申込者多数の場合は、７月５日㈰午前10時からプラザハウスで公開抽選を行います。

抽選の結果は、当選者へのみ郵送でお知らせします。当選後の辞退はご遠慮ください。

修理再生品　自転車3台

対象　18歳以上で市内在住の方（1世帯1品）

申込み　６月30日㈫までに、所定の用紙でプラザハウス、ごみ政策課、東部・味岡・北里の各市民センターから申し込んでください。

また、必要事項をご記入のうえメールで申し込むこともできます。詳しくは、市ホームページ（QRコード）をご覧ください。

実物はプラザハウスにて展示しています。

第70回社会を明るくする運動 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

福祉総務課（☎76-1196）

この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くためのものです。７月は強化月間として全国的に運動が展開されます。

内容　街頭PR（ポスター・のぼり掲示）、市内中学生作文コンテストなど

※例年行っている「社会を明るくする運動小牧市民大会」は中止します。

まなび創造館遊具コーナーの閉鎖について

まなび創造館（☎71-9848）

まなび創造館スポーツセンターのアリーナ２拡張にともない、遊具コーナーを閉鎖しました。

小牧警察署通信110

みんなでつくろう！安心安全のまち

危ないよ　イヤホン　スマホで　うわの空
～自転車を安全に利用しよう～

自転車を安全に利用するために

小牧警察署　（☎72-0110）

自転車は身近な交通手段であり、特に最近では、環境負荷が少なく、健康増進に資することなどから注目を集めています。しかし、一部の自転車利用者の交通ルールを無視した行動や、マナーの悪さに対する批判の声が後を絶ちません。

自転車は「車両」です。自動車と同じように法律で定められた交通ルールを守る義務があり、ルールを守らなかった場合には罰則を科せられることもあります。

また、自転車の乗り方によっては、相手にけがをさせる凶器となります。万一相手にけがをさせてしまった場合には、刑事責任を負ったり、損害賠償を求められたりする可能性もあります。

責任の重大性を考え、損害賠償保険などに加入しましょう。

自転車安全利用五則

～自転車も車両です、交通ルールを守りましょう～

1　自転車は、車道が原則、歩道は例外
2　車道は左側を通行
3　歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4　安全ルールを守る
　○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
　○ 夜間はライトを点灯
　○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5　子どもはヘルメットを着用

小牧警察署の免許更新等の窓口についてのご案内

免許更新・車庫証明等の受付は、本館では行っておりません。駐車場西側の別館に直接お越しください。

なお、月曜日や連休明けは、免許更新等の手続きが大変混み合います。

ご理解、ご協力をお願いします。